

令和 6 年 6 月 15 日現在

機関番号：32501

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2018～2023

課題番号：18K02355

研究課題名（和文）ドイツにおける憲法の価値秩序に対応した私立学校法制の成立過程

研究課題名（英文）The process of establishing private school legislation in response to the value order of the German constitution

研究代表者

遠藤 孝夫（Endo, Takao）

淑徳大学・人文学部・教授

研究者番号：70211779

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,200,000円

研究成果の概要（和文）：第1に、第2次世界大戦直後におけるシュタイナー学校の再建経緯を詳細に明らかにするとともに、ボン基本法第7条の「私立学校を設置する権利」の成文化には、戦後いち早く再建されたシュタイナー学校の存在が間接的に影響していたことを明らかにした。

第2に、シュタイナー学校が展開した一連の裁判闘争の詳細な分析を通して、国家が私立学校の自由を法的に保障し、公費助成を行うことが、基本法の価値秩序に合うものであるとの判決を勝ち取る重要な役割を果たしたことを明らかにした。第3に、これらの研究成果をまとめて、『ドイツ現代史とシュタイナー学校の闘い』（東信堂、2023年）として刊行することができた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

従来のシュタイナー学校に関する研究は、そのユニークな教育方法とその思想的背景（シュタイナーの教育思想）を明らかにすることが中心であった。これに対して、本研究は、戦後ドイツの私立学校法制がボン基本法の価値秩序に合致すると言われる程に「肥沃化」してきた歴史的背景として、シュタイナー学校の権利獲得運動があったことを明らかにしたものである。つまり、本研究は、教育方法論ないし教育思想研究としての従来までのシュタイナー学校の研究を、歴史学および法制度史の研究として深化させたものであり、大きな学術的意義を有するものであると考える。

研究成果の概要（英文）：First, we provided a detailed clarification of the process by which Steiner schools were rebuilt immediately after World War II, and showed that the existence of Steiner schools, which were rebuilt early after the war, indirectly influenced the codification of the "right to establish private schools" in Article 7 of the Bonn Basic Law.

Second, through a detailed analysis of the series of legal battles waged by Steiner schools, we showed that they played a key role in winning judgments that the state's legal guarantee of the freedom of private schools and its public subsidies were in line with the value order of the Basic Law.

Third, we were able to compile these research findings and publish them as "Contemporary German History and the Struggle of Steiner Schools" (Toshindo, 2023).

研究分野：教育学

キーワード：シュタイナー学校 ドイツ現代史 私立学校の自由 憲法裁判所 私立学校法 私立学校法制 憲法の価値秩序

1. 研究開始当初の背景

ドイツ連邦共和国では、学校の組織編成から教育内容・方法に至るまで、公立学校の基準から「逸脱」することが、「私立学校の自由」として法的に保障され、こうした私立学校法制は自由で民主主義な根本秩序の確立という憲法の価値秩序に対応するものと認識されている。しかも、「私立学校の自由」は1990年代以降に本格化した公立学校の自律性の確立という教育改革にも影響を及ぼしており、私立学校とその法制は「教育制度の肥沃化」(F.-R.ヤッハ)にも貢献している。こうした私立学校とその法制の現状は、権利獲得を巡る長く厳しい歴史過程を経て徐々に成立したものである。しかし、ドイツにおけるこうした「私立学校の自由」の法的保障、つまり憲法の価値秩序に対応するものとしての私立学校法制が、如何なる歴史的経緯を経て確立したものであるのか関する本格的な研究は欠落していた。

本研究は、シュタイナー学校(ヴァルドルフ学校)の歴史的発展過程を研究してきた実績を踏まえて、私立学校の中でもシュタイナー学校がその創設(1919年)以降、一環して取り組んできた教育活動の自由と権利を拡大・確立するための闘いが、ドイツにおける「私立学校の自由」の法的保障と私立学校法制の肥沃化に大きく寄与してきたことを明らかにしようとして開始されたものである。

2. 研究の目的

我が国には多数の私立学校が存在し、また私立学校の「自主性」や「公共性」を担保するとした私立学校法(1949年制定)も存在する。しかし、我が国には、「私立学校の自由」という概念も、またその法的保障の仕組みも、さらには私立学校法制を基礎づける教育法理論も欠落している。そこでは、私立学校が教育制度全体をより多様で内容豊かなものとする、つまり「教育制度の肥沃化」(F.R.ヤッハ)の状況は見られないし、私立学校法制が憲法の価値秩序を体現するものとの認識も成立していない。こうしたことは、我が国の学校教育が画一的で、国家(文科省)主導的で、中央集権的な特質を有することの一因ともなっている。

ここで注目すべき事実は、戦後の再出発時点においては、ドイツにおける状況も我が国と変わらなかったことである。では、何が我が国とドイツの差を生んだのか。それは、戦後の私立学校とその関係者による持続的な権利獲得運動の展開であり、それを後押しする学術的営みの存在であった。つまり、ドイツにおける「私立学校の自由」とその法的保障、それを基礎づける法理論研究は、敗戦直後の連合国軍による占領統治下での私立学校の再建、各州憲法およびボン基本法の制定とそこでの私立学校条項の規定を巡る論議、各州での私立学校法制の整備とその改正論議、さらには私立学校をめぐる多くの訴訟とその判例の蓄積、これらの戦後70年の私立学校の権利獲得をめぐる闘いを契機として、徐々に現実のものとなってきたのである。戦後ドイツの「学校法学の始祖」(結城 忠)とされるハンス・ヘッケル(Hans Heckel)の出発点となった著作が、1955年の『私立学校法』(Privatschulrecht)であることに象徴されるように、私立学校の自由とその法的保障を基礎づける学術研究が、教育制度全体の法理論(学校法学)の成立を促した不可欠の基盤となっていたのである。

こうした学術的背景を踏まえ、本研究は、ドイツにおける「私立学校の自由」の法的保障とその学術的基礎づけという戦後70年に及ぶ歴史的展開過程を、私立学校とその関係者による権利獲得闘争の側面から解明することを研究課題とし、そこから獲得される知見から我が国の教育法制とその学術研究の欠落部分を補完することを意図したものである。従って、本研究の核心をなす学術的「問い」は、戦後ドイツの私立学校法制が、ボン基本法(憲法)の価値秩序に対応すると認識されるまで「肥沃化」することができたのは何故か、またそこには如何なる歴史的展開過程があったのか、そして端的には公教育体制の中での〈自由〉の位置と役割とは何か、ということになる。

現代ドイツの各州の教育法では、「私立学校」(Privatschule)という表記が「自由な担い手による学校」(Schule in freier Trägerschaft)に置き換えられている。この法律上の表記変更は、単なる名称変更にとどまるものではなく、そこには私立学校が個人的な教育的利益の追求という次元を超えて、自由で民主主義的社会的建設という憲法の価値秩序に応える、極めて重要な公共的役割を果たす教育組織である、との普遍化した価値認識が介在している。しかし、こうした普遍化した私立学校の重要性への価値認識は、一朝一夕に成立した訳ではなかった。このことは、ドイツの私立学校の中でも最も公立学校との「逸脱」が大きいシュタイナー学校の権利獲得運動を長年にわたりリードしてきた一人、マンフレード・ライストの次の言葉から読み取ることができる。すなわち、学習指導要領に縛られない自由な教育活動を「勝ち取る」ためには、「極めて多大な労力と忍耐と適応能力が費やされなければならなかった。」と。

では、戦後ドイツ70年の歩みの過程で、私立学校とその法制は、如何にして憲法の価値秩序に対応すると認識されるまで「肥沃化」することができたのであろうか。本研究は、こうしたドイツにおける憲法の価値秩序に対応した私立学校法制の成立過程を、シュタイナー学校を始めとする私立学校とその関係者の権利獲得のための一連の運動の側面から解明することを目的と

したものである。

3. 研究の方法

本研究の目的を達成するために、以下の通りの4つのより細かな研究課題に具体化して研究を推移した。

(1) ドイツ敗戦直後の私立学校の再建過程の解明

私立学校はナチ時代に迫害・閉鎖されたが、そのいくつかは早くも1945年秋から再建されている。連合軍による分割統治体制の下で、私立学校が如何なる歴史的・法的状況の下で再建されたのかの研究目的を立て、具体的にはナチ時代に弾圧を受けて、全て閉鎖されたシュタイナー学校の再建過程を中心に解明した。

(2) 州憲法、ボン基本法の私立学校条項の成立過程の解明

占領統治下のドイツ各地では、ヴェルテンベルク・バーデン州憲法(1946年)を嚆矢として州憲法が制定され、最終的にドイツ連邦共和国の憲法であるボン基本法(1949年)が制定された。この州憲法および基本法制定過程を詳細に分析することで、私立学校の関連条項が如何なる背景と認識から成案に至ったのかを解明した。とりわけ、戦後の私立学校法制の基盤に位置づけられる「私立学校を設立する権利」(基本法第7条4項)の成文化に至る議論に着目して分析を行った。その際には、基本法第7条の成文化の議論で決定的役割を果たしたテオドア・ホイス(初代大統領)が、ドイツ敗戦直後に南西ドイツ地区に設置されたヴェルテンベルク・バーデン州において文相を務め、同州においてシュタイナー学校の設置認可に関与した経歴があることにも着目して研究を推進した。

(3) 各州での私立学校法制の制定・改正過程と私立学校関係者の関与の解明

(南)バーデン州私立学校(1950年)以後、ドイツ各州では私立学校法が制定されるが、そこには私立学校関係者が深く関与していた。また、いったん制定された私立学校法及び関連規則は、私立学校関係者との協議や要請、時には激しい抗議活動を受けて、幾度も改正されている。その際、私立学校関係者は、「自由ヴァルドルフ学校連盟」(Bund der Freien Waldorfschulen)や「ドイツ私立学校団体連合」(Verband Deutscher Privatschulverbände)に代表される団体を組織して、相互の協力と連携体制を構築するとともに、必要に応じて常設文部大臣会議(KMK)とも協議した。そこで、主要な私立学校法と関連規則の制定・改正過程とそれへの私立学校系関係者(団体)の関与を解明するとともに、この過程で私立学校法制がそれを基礎づける法理論の精緻化を含めて如何に「肥沃化」したのを解明することを目的として、研究を推進した。

(4) 主要な私立学校関連の訴訟と私立学校法理論の深化過程の解明

私立学校関係者は、州政府(文部省)や常設文部大臣会議と絶えず協議や要請を行うばかりでなく、私立学校の設置認可(Genehmigung)、私立学校の修了資格などの公的権利認定(Annerkennung)、私立学校への財政支援(公費助成)の程度などを争点として、数多くの訴訟を提起してきた。こうした裁判闘争の結果として、1969年の連邦憲法裁判所判決(私立学校の自由の法的保障が「国家による学校独占への拒否」を意味することの確認)、1987年の連邦憲法裁判所判決(私立学校への財政支援を含む国家の「保護・促進義務」を憲法上の権利として確認)、1994年の連邦行政裁判所判決(シュタイナー学校の教員養成と国家による教員養成の「等価性」の認定)など、ドイツの私立学校法制を「肥沃化」させる画期的判決が勝ち取られてきた。そこで、主要な私立学校関連訴訟の背景とその判決内容を分析するとともに、訴訟との関連で展開された私立学校法制の法理論をめぐる憲法論争も分析することにより、憲法の価値秩序に対応した私立学校法制の成立過程を解明することを目的に、研究を推進した。

上記の具体的な研究目的の達成のため、本研究ではドイツでの資料調査および関係者へのインタビュー調査を実施した。主な調査先としては、ドイツ連邦公文書館(ベルリン)、自由ヴァルドルフ学校連盟(シュツットガルト)、シュタイナー学校(テュービンゲン校)、マールブルク・キリスト者共同体などがある。

4. 研究成果

(1)まず、ナチズム崩壊直後の1945年に、どのような状況で如何なる人々の関与によりシュタイナー学校が再建されたのかという課題意識から、特にシュツットガルト校、テュービンゲン校およびマールブルク校の事例研究を行い、ドイツ各地の占領軍政府、「ボン基本法の父」でもあるテオドア・ホイスおよびカルロ・シュミット、閉鎖されたシュタイナー学校の教師および生徒、人智主義者およびキリスト者共同体の関係者などがかかわって、シュタイナー学校が再建された経緯を明らかにすることができた。さらに、議会評議会における基本法第7条の成文化の議論を議事録分析を行うことで、文相としてシュタイナー学校の設置認可を行い、かつシュタイナー学校においては「興味深い実験」が行われていることを実体験していたテオドア・ホイスが、決

定的役割を果たしたこと、従って戦後いち早く再建されたシュタイナー学校の存在が、テオドア・ホイスを介して基本法第 7 条第 1 項の成文化に間接的に影響を与えたことを明らかにすることができた。

(2) バーデン・ヴュルテンベルク州は、ナチズム崩壊後の連合国占領下で設置された南西ドイツ地区の 3 州(ヴュルテンベルク・バーデン州、南バーデン州、ヴュルテンベルク・ホーエンツォルレン州)が 1952 年に統合して成立した。このバーデン・ヴュルテンベルク州憲法(1953 年 11 月)の制定過程、特にその教育条項をめぐる憲法制定会議の議論を分析することにより、ボン基本法が希求する自由で民主主義的な社会形成に果たす私立学校の重要な位置と役割が確認されていたことを解明することができた。関連して、こうした同憲法の教育条項をめぐる議論においては、ナチズム崩壊直後から再建していったシュタイナー学校の活動への言及もあったことも確認することができた。

(3) バーデン・ヴュルテンベルク州では、2017 年 9 月に私立学校法の条項の重要な改正があった。この私立学校法改正は、2015 年 7 月の同州憲法裁判所判決により指示されていたものであり、この訴訟は 2005 年に同州の一つのシュタイナー学校が公費助成をめぐって同州政府を相手取って訴訟を提起したことが発端であった。2015 年の同州憲法裁判所判決では、同州私立学校の私学助成条項が同州憲法に違反しており、州憲法の趣旨に即した改正が必要であることを命令した。この判決を受けて改正された同州私立学校法により、同州の私立学校は最大で必要経費の 90%までの公費助成を受けることができる法制度が実現された。このシュタイナー学校が提起した公費助成の州憲法違反訴訟と州憲法裁判所判決の詳細な分析により、シュタイナー学校をはじめとする私立学校の存在の重要な公共的役割が判決文として確認され、私立学校への公費助成の充実が自由で民主主義的社会的建設という憲法秩序に適うものであることも判決として確認されたことを解明することができた。

(4) 以上の研究成果を、以下の著書として上梓することで、学界および広く社会に研究発信をおこなうことができた。特に、後者の『ドイツ現代史とシュタイナー学校の闘い』は、シュタイナー学校がその創設以来、自由な教育活動と権利の拡大・充実のために闘いを展開した歴史的経緯を激動のドイツ現代史との関連から分析したものであり、シュタイナー学校とその歴史の研究の深化・発展に大きく寄与するものであると自負している。

広瀬俊雄・遠藤孝夫・池内耕作・広瀬綾子共編『シュタイナー教育 100 年 80 カ国の人々を魅了する教育の宝庫』ミネルヴァ書房、2020 年。

遠藤孝夫『ドイツ現代史とシュタイナー学校の闘い』東信堂、2023 年。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 4件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 4件）

1. 著者名 遠藤孝夫	4. 巻 8
2. 論文標題 基本法およびバーデン・ピュルテンベルク州憲法における私立学校条項 - その成立過程と歴史認識 -	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 淑徳大学人文学部研究論集	6. 最初と最後の頁 1-18
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 遠藤孝夫	4. 巻 7
2. 論文標題 ナチズム崩壊直後のシュタイナー学校の設置とその推進者たち - 1945年設置のマールブルク校を事例として -	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 淑徳大学人文学部研究論集	6. 最初と最後の頁 1-15
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 遠藤孝夫	4. 巻 18
2. 論文標題 戦後ドイツにおけるヴァルドルフ学校の再建と「私立学校を設置する権利」	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 岩手大学教育学部附属教育実践総合センター研究紀要	6. 最初と最後の頁 51-68
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 遠藤孝夫	4. 巻 9
2. 論文標題 ナチズムの嵐の中で教師たちはどう生きたのか？ - ナチズムに同調しない生き方を貫いた教師たちに注目して -	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 淑徳大学人文学部研究論集	6. 最初と最後の頁 1-17
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計3件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 遠藤孝夫
2. 発表標題 基本法とバーデン・ヴュルテンベルク州憲法の私立学校条項と歴史認識
3. 学会等名 教育史学会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 遠藤孝夫
2. 発表標題 ナチス・ドイツ崩壊直後にシュタイナー学校の再建に奔走した人々 - 1945年設置のマールブルク校の場合を中心に -
3. 学会等名 教育史学会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 遠藤孝夫
2. 発表標題 ナチズム体制下を生きたヴァルドルフ学校の関係者
3. 学会等名 教育史学会
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計3件

1. 著者名 広瀬俊雄・遠藤孝夫・池内耕作・広瀬綾子	4. 発行年 2020年
2. 出版社 昭和堂	5. 総ページ数 260
3. 書名 シュタイナー教育100年 80カ国の人々を魅了する教育の宝庫	

1. 著者名 教育史学会	4. 発行年 2018年
2. 出版社 六花出版	5. 総ページ数 307
3. 書名 教育史研究の最前線	

1. 著者名 遠藤孝夫	4. 発行年 2023年
2. 出版社 東信堂	5. 総ページ数 333
3. 書名 ドイツ現代史とシュタイナー学校の闘い	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------